

平成22年10月30日

衆議院議員  
民主党大阪府総支部連合会代表  
樽 床 伸 二 様

大阪府不動産政治連盟  
会 長 岡 田 文 夫

## 宅地建物取引業協会の認定公益法人化に関する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会諸活動に何かとご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回の公益法人制度改革にあたり公益法人認定法では、公益認定基準や公益目的事業比率等を設定されています。

しかしながら、都道府県の区域ごとに設けられている宅地建物取引業協会は、宅地建物取引業法に根拠を有し、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発展を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として設立された公益法人であります。

また、宅地建物の取引に関する苦情の解決や会員等の研修、弁済業務を担う宅地建物取引業保証協会（業法第64条の3）と一体的に運営されております。

更に、当協会は国や地方公共団体等から一切の補助・助成を受けず、全て会員からの会費等により運営されている団体であります。

そして、当協会会員が行う「良好な住い」の提供は、健康で文化的な生活を営む権利（憲法第25条）を具現化する、国民の生存権に係わる重要な分野を担っております。

このような諸事情をご賢察いただき、宅地建物取引業協会については、制度改革に際し公益目的事業費算入繰入の緩和を行っていただきますよう要望いたします。

敬具